

令和4年1月6日

秋田県商工会議所連合会
会長 三浦 廣巳 様

国土交通省東北運輸局秋田運輸支局
支局長 玉田 紀之



公益社団法人秋田県トラック協会
会長 赤上 信弥



貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃收受に繋げ、貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃收受の重要性について認識を新たにするものではありませんが、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を收受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主（運送委託者）と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを図られるようお願いいたします。
2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

令和4年1月6日

秋田県商工会議所連合会
会長 三浦 廣 巳 様

公益社団法人秋田県トラック協会
会長 赤 上 信 弥



持続可能な物流の維持に関するトラック運送業界からのお願いについて

平素は、当業界の業務に関して格別のご指導・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送事業者は、県民の暮らしや産業活動を支える公共輸送サービスの担い手として、その重要な使命を果たすべく日夜懸命に努力しております。また、今般の新型コロナウイルス感染拡大の中でもエッセンシャル事業として、社会生活を支えるために感染リスクを抱えながらも昼夜を問わず輸送に取り組んでいるところです。

一方、トラック運送業界ではドライバー不足が深刻で、このままでは輸送がなりたたない状況に陥る可能性があります。全産業平均より2割長い労働時間と1割から2割安い賃金等の労働環境を改善し、魅力ある職場作りを進めていくことが急務となっています。

引き続き安定した輸送力を確保し、地域経済の発展に貢献していくために、トラック業界が抱える課題について、荷主の皆様からも認識を共有していただきますとともに、以下の通りご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. トラック業界では、ドライバー不足が著しいことから労働条件を改善し魅力ある職場作りを進めていく必要があり、そのために「標準的な運賃」のご負担をお願いします。
2. 原油価格の高騰により、トラックの燃料である軽油の値上がりが激しいことから、コストの増額分を運賃へ転嫁する「燃料サーチャージ」にご理解をお願いします。

以上